

バイオガス購入要領

平成23年10月1日実施

西部瓦斯株式会社

バイオガス購入要領

目次

	頁
I. 要領の適用	
1. はじめに	1
2. 定義	1
3. 実施細目	1
II. バイオガス購入の申し込み及び契約	
4. バイオガス購入検討の申し込み	2
5. 受入条件	2
6. 必要となる設備	3
7. 諾否の検討	3
8. バイオガス購入契約の申し込み及び締結	3
III. バイオガス受渡しの実施	
9. バイオガス受渡しの実施	4
10. バイオガス受渡量の計量及び算定	4
IV. バイオガス購入価格	
11. バイオガス購入価格	4
V. バイオガス受渡しの制限又は停止	
12. バイオガス受渡しの制限又は停止	5
13. 損害の賠償	5
VI. バイオガス購入契約の継続、変更及び終了等	
14. バイオガス購入契約の継続、変更及び終了等	5
VII. 保安に関する事項	
15. バイオガス受渡し上の保安責任	6
16. 保安等による敷地・建物への立ち入り	6
17. 権利譲渡の禁止	6

別表

1. バイオガスの組成等の基準	7
2. バイオガスの性状等の測定方法の例及び監視方法	9
3. バイオガスの圧力等に関する条件	10
4. バイオガス受渡しのために必要となる設備	11

I. 要領の適用

1. はじめに

この要領は、バイオガスの利用促進を図るため、当社が当社の導管（中圧導管に限る）においてバイオガスを購入する一般的かつ原則的事項について定めたものです。詳細な利用条件等については、別途当社までお問い合わせ下さい。

2. 定義

この要領において使用する用語の定義は、一般ガス供給約款に定めるもののほか、次のとおりとします。

- (1) 「バイオガス」とは、バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるものであり、原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除くもの)から発生する又は由来する可燃性ガスをいいます。
- (2) 「バイオガス購入依頼者」とは、バイオガスの購入を当社に依頼する方(購入申込みをする方、購入に向け当社と協議を行う方、当社と購入に関する契約締結を行う方を含みます。)をいいます。
- (3) 「バイオガス購入契約」とは、バイオガスの受渡しについて、当社とバイオガス購入依頼者で締結する基本契約及び年次契約をいいます。
- (4) 「基本契約」とは、当社とバイオガス購入依頼者との間のバイオガス受渡しに関する基本的事項を定める契約をいいます。
- (5) 「年次契約」とは、基本契約に基づいて当社とバイオガス購入依頼者との間のバイオガス受渡しを実施するうえでの細目的事項を定める1年を単位とする各年次の契約をいいます。
- (6) 「受入地点」とは、当社がバイオガス購入依頼者の所有するバイオガスを当社の導管に受入れるガスの受渡地点をいいます。
- (7) 「45メガジュール地区」とは、標準熱量45メガジュールのガスを供給する区域をいいます。
- (8) 「46メガジュール地区」とは、標準熱量46メガジュールのガスを供給する区域をいいます。

3. 実施細目

この要領の実施上必要な細目的事項は、バイオガス購入契約に定めるほか、必要に応じてこの要領の趣旨に則り、その都度バイオガス購入依頼者と当社との協議によって定めます。

Ⅱ. バイオガス購入の申し込み及び契約

4. バイオガス購入検討の申し込み

(1) バイオガス購入依頼者は、あらかじめこの要領を承諾いただくとともに当社と事前協議をしていただいた上、予定される次の事項を明らかにして当社にバイオガス購入検討の申し込みをしていただきます。

- ① 受入地点
- ② 月別のバイオガス受渡予定量及び年間合計量
- ③ バイオガス受渡期間(バイオガス受渡開始及び終了の時期)
- ④ 最大・最小流量(1年間を通じて1時間あたりの最大・最小のバイオガスの流量)
- ⑤ 流量変動パターン(バイオガスの流量変動の状況)
- ⑥ バイオガスの性状と製造方式
- ⑦ 受入地点のバイオガス圧力
- ⑧ その他必要な事項

(2) 当社は、バイオガス購入検討にかかる費用については、バイオガス購入依頼者にご負担いただきます。

5. 受入条件

当社がバイオガスを購入するにあたっては、以下の条件に適合したものであることが必要となります。

(1) 当社が受入れるバイオガスの組成、圧力、性状、量等は以下の要件を満たし、当社の供給するガスと互換性を有するとともに、その安定を確保するためバイオガス購入依頼者及び当社の双方で常時監視が可能であること。

- ① バイオガスの組成等は、原則として別表1に掲げる組成等の条件を満たすこと。ただし、別表1に掲げられていない項目に関しては、個別に協議するものといたします。
- ② バイオガスの性状等の測定及び監視方法は、原則として別表2によるものとし、バイオガス購入依頼者が監視、記録の上、当社に報告していただくこと。
- ③ 受入地点は、当社の導管（ただし中圧導管に限る）に接続するものであること。
- ④ 受入れるバイオガスの圧力は、受入地点における当社の導管の運用圧力の範囲内であり、当社の導管に受入れることが可能な圧力であること。
- ⑤ 受入れるバイオガスの量及び圧力は、当社の導管ネットワークに影響を及ぼさないものであって、バイオガスの受入れが事故等により途絶した場合であっても、当社の製造・供給設備及びその運用に支障を生じさせないものであること。なお、バイオガスの圧力等に関する条件は、別表3によること。
- ⑥ バイオガス購入依頼者から受入れるバイオガスの圧力及び量は、急激な変動

がないように制御されること。

- (2) 保安上及び供給安定上必要な場合に、受入調整、緊急遮断等、迅速な対応が可能な体制・設備を有するとともに、休日・夜間を含めた当社との連絡体制を確立していただくこと。同時に、当社においても必要な場合に、必要な設備の遠隔制御を可能とすること。

6. 必要となる設備

- (1) バイオガスの受渡しにあたり必要となる設備（以下「必要となる設備」といいます。）は、原則として別表4に掲げるものとし、詳細は個別に協議させていただきます。
- (2) 必要となる設備を当社が新たに設置する場合には、当社は、その設備費を含む工事費の全額に消費税等相当額を加えた額をバイオガス購入依頼者から設備等工事費として申し受けます。
- (3) 必要となる設備の所有権は、費用負担の如何にかかわらず、原則として受入地点から下流の部分及び取引用計量機器については当社に帰属するものとし、それ以外の部分については、バイオガス購入契約等で定める場合を除き、当社に帰属しないものとします。
- (4) 当社が設置又は所有する必要となる設備、その他バイオガスの受入れを実施するにあたって必要となる設備等の工事及び維持管理のために必要な用地の確保等について、当社はバイオガス購入依頼者に協力をしていただきます。

7. 諾否の検討

当社は、バイオガス購入検討の申し込みがあった場合には、5. [受入条件] について検討し、その検討結果を書面にて通知いたします。なお、バイオガス購入が可能と当社が判断した場合には、必要となる設備等の工事費用の概算及びバイオガス購入価格の概算をバイオガス購入依頼者にあわせて通知いたします。

8. バイオガス購入契約の申し込み及び締結

- (1) バイオガス購入の申し込みは、7. [諾否の検討] に係る通知に記載した供給条件に基づき行っていただきます。
- (2) 基本契約の契約期間は、5年間とし、契約年度毎に年次契約を締結いたします。
- (3) 基本契約及び年次契約の締結は、バイオガス受渡開始の1ヶ月前までに行うことといたします。

Ⅲ. バイオガス受渡しの実施

9. バイオガス受渡しの実施

- (1) 当社は、バイオガス受渡しの実施に先立ち、年間並びに月間のバイオガス受渡計画、翌日のバイオガス受渡計画等を当社が定める方法により、あらかじめバイオガス購入依頼者から通知していただきます。その詳細はバイオガス購入契約で定めます。
- (2) 当社は(1)により通知を受けた計画の変更を求めることがあります。
- (3) バイオガス購入依頼者は、(1)により提出した計画((2)により当社が変更を求めた場合には、その計画)に従ってバイオガスの受渡しを行うものといたします。

10. バイオガス受渡量の計量及び算定

バイオガス受渡量の計量は、バイオガス受入地点において、原則として当社が設置する取引用計量機器を用いて当社が行うものとし、詳細は個別のバイオガス購入契約で定めます。

Ⅳ. バイオガス購入価格

11. バイオガス購入価格

- (1) バイオガス購入価格は、当該バイオガスの購入量と同規模の需要における当社ガス販売価格相当を目安として、個別のバイオガス購入条件に応じて算定するものとし、詳細は個別のバイオガス購入契約で定めます。
- (2) バイオガス購入料金の支払い時期、及び支払い方法は、個別のバイオガス購入契約で定めます。

V. バイオガス受渡しの制限又は停止

1 2. バイオガス受渡しの制限又は停止

- (1) 受入地点においてバイオガス購入依頼者が当社に受渡すバイオガスの組成、圧力、量等が、この要領又はバイオガス購入契約と相違する場合には、受入地点における当社へのバイオガスの受渡しをバイオガス購入依頼者によりすみやかに停止するとともに、当社に通知していただきます。
- (2) 当社は、以下の場合には、バイオガス受渡しを制限又は停止することがあります。その際、当社は予めその旨をバイオガス購入依頼者にお知らせいたします。ただし、緊急の場合にはこの限りではありません。
 - ① 天災その他の不可抗力による場合
 - ② 法令等の規定による場合
 - ③ 当社の一般ガス事業の適確な遂行に支障を与える以下に掲げる事項が発生した場合又は発生するおそれがある場合
 - ・ ガス漏れによる事故の発生のおそれがある場合、その他保安上必要な場合
 - ・ バイオガスの組成、圧力、量等が受入条件と異なる場合
 - ④ 当社のガス工作物に故障が生じた場合、修理及びその他工事施工のために必要がある場合

1 3. 損害の賠償

- (1) バイオガス受渡し等に伴い、当社が損害を受けた場合は、バイオガス購入依頼者にその損害を賠償していただきます。
- (2) バイオガスの受渡しに伴いバイオガス購入依頼者が損害を受けても、その損害が当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社はその賠償の責任を負いません。

VI. バイオガス購入契約の継続、変更及び終了等

1 4. バイオガス購入契約の継続、変更及び終了等

- (1) バイオガス基本契約満了後も継続してバイオガス購入契約を希望される場合は、契約で定める日までに再度バイオガス購入検討を申し込んでいただきます。
- (2) 基本契約期間中にバイオガス購入契約の変更を希望される場合は、契約で定める日までに再度バイオガス購入検討の申し込みをしていただきます。
- (3) 基本契約期間満了前にバイオガスの受渡しを終了しようとする場合は、契約で定める日までに終了の期日を通知していただきます。
- (4) 当社は、受入条件に適合しなくなった場合又は個別のバイオガス購入契約で定める事由に該当する場合は、バイオガス購入契約を解約します。

Ⅶ. 保安に関する事項等

15. バイオガス受渡し上の保安責任

- (1) バイオガス受渡しにおける責任の分界点は、受入地点とし、その詳細は、基本契約に定めます。
- (2) 保安の責任は、(1)に定める責任の分界点に応じて負うものとし、その詳細は、基本契約に定めます。
- (3) 当社は、当社所有の設備について維持管理の責任を負うものとし、当社の所有する設備以外の設備に係る一切の責任を負わないものとします。

16. 保安等による敷地・建物への立ち入り

当社は、保安の確保、バイオガス受渡しの開始準備・実施及び終了等に際し以下に掲げる必要な業務を実施するため、バイオガス購入依頼者の敷地又は建物に、承諾を得て立ち入ることがあります。

この場合には、バイオガス購入依頼者は正当な事由がない限り立ち入ることを承諾していただきます。

- ① 計量機器の設置、維持管理、検査及び計量値の確認
- ② 受入地点以降の当社設備の設計、設置、維持管理及び検査
- ③ バイオガス受渡しの制限又は停止のための業務、及びバイオガス受渡しの制限又は停止の解除のための業務
- ④ バイオガス受渡しの終了のための業務
- ⑤ その他保安の確認等、バイオガス受渡しの実施に伴って必要となる業務

17. 権利譲渡の禁止

バイオガス購入依頼者は、バイオガス購入契約に基づき発生する権利及び義務を第三者へ譲渡、移転、又は担保の用に供してはならないものとします。

〔別表1〕 バイオガスの組成等の基準

この要領に基づくバイオガス購入をお引き受けするにあたっては、原則として以下の組成等の条件を満たすことが必要となります。

(1) 45メガジュール地区

項目	基準値*	備考
標準熱量	45 MJ/m ³ N	ガス事業法の熱量の定義による
総発熱量	44.20～46.00 MJ/m ³ N	
ウォッベ指数	52.7～57.8	成分含有率から算定
燃焼速度	35～47	算定方法はガス事業法による
比重	1.0未満	空気を1.0とする
全硫黄	0.00 g/m ³ N	付臭剤中の硫黄分は除く
硫化水素	検出せず	
アンモニア	検出せず	
付臭成分濃度	10～14 mg/m ³ N	原則として当社と同一成分の付臭剤を使用すること
水素	4 vol%以下	
一酸化炭素	0.05 vol%以下	
受入圧力	受入地点の導管運用上の最高圧力以下であること	流量制御弁の上流でバイオガスの受渡しに必要な圧力を有すること
受入温度	0℃～30℃	

*基準値とは、受入地点においてガスが原則として常時満たすべき性状等の上下限值であり、ガス製造設備の設計、運転の基準となる数値をいう。

なお、以下の項目については、バイオガスの製造方法の違い等による差異が大きいため、個別に協議させていただきます。

- ・ 酸素
- ・ 窒素
- ・ 二酸化炭素
- ・ 炭化水素の露点
- ・ 水分
- ・ ガスのノッキング性
- ・ その他微量成分

油分、微量元素（V, Pb, Cl等）、オレフィン類、ジエン類、シロキサン、有害成分（ベンゼン、トルエン等）

(2) 46メガジュール地区

項目	基準値*	備考
標準熱量	46 MJ/m ³ N	ガス事業法の熱量の定義による
総発熱量	45.58～46.42 MJ/m ³ N	
ウォッベ指数	52.7～57.8	成分含有率から算定
燃焼速度	35～47	算定方法はガス事業法による
比重	1.0未満	空気を1.0とする
全硫黄	0.00 g/m ³ N	付臭剤中の硫黄分は除く
硫化水素	検出せず	
アンモニア	検出せず	
付臭成分濃度	10～14 mg/m ³ N	原則として当社と同一成分の付臭剤を使用すること
水素	4 vol%以下	
一酸化炭素	0.05 vol%以下	
受入圧力	受入地点の導管運用上の最高圧力以下であること	流量制御弁の上流でバイオガスの受渡しに必要な圧力を有すること
受入温度	0℃～30℃	

*基準値とは、受入地点においてガスが原則として常時満たすべき性状等の上下限值であり、ガス製造設備の設計、運転の基準となる数値をいう。

なお、以下の項目については、バイオガスの製造方法の違い等による差異が大きいため、個別に協議させていただきます。

- ・ 酸素
- ・ 窒素
- ・ 二酸化炭素
- ・ 炭化水素の露点
- ・ 水分
- ・ ガスのノッキング性
- ・ その他微量成分

油分、微量元素（V, Pb, Cl等）、オレフィン類、ジエン類、シロキサン、有害成分（ベンゼン、トルエン等）

〔別表2〕 バイオガスの性状等の測定方法の例及び監視方法

この要領に基づくバイオガスの性状等の測定及び監視については、原則として以下の方法によるものとします。

ただし、原料性状や製造設備の運転状況から含有の可能性がない、又は一定範囲にあることが明らかであると当社が判断した成分については、必ずしも測定することを要しません。

項 目	測定方法の例	監視方法
総発熱量	速応答型熱量計	連続
燃焼性	成分分析値より算定	連続
比重	成分分析値より算定	連続
炭化水素、水素、酸素、窒素、 一酸化炭素、二酸化炭素	ガスクロマトグラフィー	連続
全硫黄	ガス事業法に基づく方法	定期
硫化水素	ガス事業法に基づく方法	定期
アンモニア	ガス事業法に基づく方法	定期
付臭成分濃度	付臭剤添加量とガス流量から算定	連続
ガスのノッキング性	成分分析値より算定	連続
炭化水素露点	成分分析値より算定	定期
水分	露点計	定期
圧力	圧力計	連続
温度	温度計	連続

(注)

- ・ 測定方法は個別協議により他の方法によることがあります。
- ・ 監視方法の定期監視項目については、個別協議により測定頻度を決めさせていただきます。
- ・ 上記項目の測定記録は当社に提出していただきます。
- ・ 上記の他、法令の規定により測定、記録が必要な場合はその規定によるものとします。

〔別表3〕 バイオガスの圧力等に関する条件

① バイオガスの圧力に関する条件

圧 力	最低圧力	最高圧力
中圧A	0.3 MP a 以上	バイオガス受渡し実施時に導管運用上の最高圧力を超えないこと
中圧B	0.1 MP a 以上	

(注1) 圧力は、ゲージ圧で表示しています。

(注2) 最低圧力よりも高い圧力を確保しなければならない場合があります。

② ガスの流速に関する条件

バイオガス受入れする路線内のガス流速が中圧Aで40 m/ s、中圧Bで20 m/ sを超えないこと。

③ 製造設備の能力に関する条件

バイオガス受入れ期間中において、当社の製造設備がその最高及び最低製造能力の範囲で運転できること。

〔別表4〕 バイオガスの受渡しのために必要となる設備

この要領に基づくバイオガスの受渡しに際しては、原則として以下の設備が必要となります。

設備名	機能	仕様又は要件	備考
フィルター	不純物の除去	当社仕様又は同等以上のもの	
成分等の測定設備	ガスの熱量測定	速応答型であり連続測定が可能であること	
	ガスの組成分析 (炭化水素、酸素、窒素、水素、一酸化炭素等)	JIS-K2301 で規定された仕様	
	ガスの特殊成分の分析 (硫化水素、全硫黄、アンモニア)	JIS-K2301 で規定された仕様	含有の可能性がないと当社が判断する場合は不要
	ガスの付臭濃度の測定	ガス事業法関係法令で定める仕様	
温度計	ガス温度の測定	測定有効数字が 3 桁で連続測定が可能なこと	
圧力計	ガス圧力の測定	測定有効数字が 3 桁で連続測定が可能なこと	
取引用計量機器	ガス量の測定	当社仕様のもので連続測定が可能なこと (負荷計測機能を有するもの)	
緊急遮断弁	異常時・緊急時のガス遮断	テレコントロールにより操作できること	
流量制御弁	ガスの流量制御	テレコントロールにより操作できること	
テレメータリング・テレコントロール設備	受入地点データの制御室への転送及び制御室からの流量等の遠隔制御	個別に協議	受入地点データのうち必要項目については当社監視部署へもテレメータリングさせていただきます
放散設備	オフスペックガスの放散	個別に協議	バイオガス購入依頼者の事業所内に設置
受入導管	当社既設本支管までのガスの輸送	当社仕様又は同等以上のもの	
絶縁継手	電氣的絶縁	当社仕様又は同等以上のもの	
電気防食設備	連絡導管の防食	当社仕様又は同等以上のもの	

○当社窓口

バイオガス購入に関するお申し込み、お問い合わせ等については、下記を窓口といたします。

■ 西部ガス株式会社（本社） 総合企画室

◇住所：福岡市博多区千代一丁目17番1号

◇電話番号：092-633-2235

◇ファックス：092-633-2289

○中圧導管図面の閲覧場所

当社の中圧導管の位置等を明示した地形図は、以下の場所でご覧いただけます。

ただし、バイオガス購入に関するのお申し込み、お問い合わせ等につきましては、上記窓口へお願いいたします。

閲覧場所	住所	電話番号
供給部	福岡市博多区千代一丁目17番1号	092-633-2263
お客さま・市場開発本部 お客さま部	福岡市博多区千代一丁目17番1号	092-633-2345
北九州支社	北九州市小倉北区愛宕一丁目5番1号	093-591-6601
熊本支社	熊本市萩原町14番10号	096-370-8600
長崎支社	長崎市御船蔵町1番1号	095-826-9101
佐世保支店	佐世保市万津町7番36号	0956-23-3111